2　令第三条第七項において準用する令第十二条第二項の規定による個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が行う本人確認の措置については、第六条から第八条まで、第九条第一項及び第五項（第一号、第三号及び第四号を除く。）、第十条（第三号ロを除く。）並びに第十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第六条第一項第三号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書（令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。）の提出を受ける市町村長」と、第七条第一項第一号中「書類」とあるのは「書類のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認めるもの」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、同条第二項中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第九条第一項中「二以上」とあるのは「二以上（当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上）」と、同項第一号中「書類」とあるのは「書類のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認めるもの」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第十条第一号及び第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、同条第三号イ中「前条第五項第一号から第三号までに掲げるいずれかの」とあるのは「第十二条第二項において準用する前条第五項第二号に掲げる」と読み替えるものとする。

3　個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長は、個人番号指定請求書の送付によりその提出を受ける場合には、令第三条第二項において準用する法第十六条、令第十二条第一項若しくは第三条第七項において準用する令第十二条第二項又は第一項において準用する第三条第二項若しくは第二項において準用する第六条第二項、第七条第二項若しくは第九条第一項の規定により提示を受けることとされている書類又はその写しの提出を受けなければならない。

4　第一項において準用する第三条第一項（第一号、第三号及び第四号を除く。）の規定は前項の規定による令第十二条第一項第一号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第一項において読み替えて準用する第三条第二項（第二号を除く。）の規定は前項の規定による令第十二条第一項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第二項において読み替えて準用する第九条第一項の規定は前項の規定による令第十二条第二項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第二項において準用する第九条第五項（第一号、第三号及び第四号を除く。）の規定は前項の規定による令第十二条第二項第三号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、それぞれ準用する。

（交付申請者の代理人から提示を受ける書類）

第十三条　令第十三条第三項後段の主務省令で定める書類は、個人番号カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が交付申請者の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（以下「住所地市町村長」という。）が適当と認める方法により交付申請者に対して文書で照会したその回答書とする。ただし、交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受ける者が法定代理人である場合には、住所地市町村長が必要と認める場合に限るものとする。

（交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受けることを証明する書類）

第十四条　令第十三条第三項第一号の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

一　交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受ける者が法定代理人である場合には、戸籍謄本その他その資格を証明する書類

二　交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受ける者が法定代理人以外の者である場合には、交付申請者の指定の事実を確認するに足る資料

（写真の表示等により交付申請者の代理人を確認できる書類）

第十五条　令第十三条第三項第二号の主務省令で定める書類は、第一条第二項第一号から第三号までに掲げる書類とする。

（代理人から提示を受ける交付申請者の個人識別事項の記載等がされた書類）

第十六条　令第十三条第三項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　第一条第一項第一号に掲げるいずれかの書類又は一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書のうち住所地市町村長が適当と認めるもの

二　前号に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって住所地市町村長が適当と認めるもの（交付申請者の個人識別事項が記載され、及び交付申請者の写真が表示されたものに限る。）

2　住所地市町村長は、前項第一号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合であって同項第二号に掲げる書類の提示を受けるときは、同項第一号に掲げる書類の提示を受けることに代えて、第一条第一項第三号イに掲げる書類その他の住所地市町村長が適当と認める二以上の書類（交付申請者の個人識別事項の記載があるものに限る。）の提示を受けるものとする。

3　住所地市町村長は、第一項第二号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合であって同項第一号に掲げる書類の提示を受けるときは、同項第二号に掲げる書類の提示を受けることに代えて、第一条第一項第三号イに掲げる書類その他の住所地市町村長が適当と認める書類（交付申請者の個人識別事項の記載があるものに限る。）の提示を受けるものとする。

（訳文の添付）

第十七条　個人番号利用事務等実施者は、法、令又はこの命令の規定により個人番号の提供を行う者から提示又は提出を受けることとされている書類が外国語により作成されている場合には、翻訳者を明らかにした訳文の添付を求めることができる。

2　前項の規定は、市町村長が交付申請者から提示を受けることとされている書類について準用する。

（特定個人情報を提供することができる住民基本台帳法の規定）

第十八条　令第十九条の主務省令で定める住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の規定は、同法第十二条の四第三項若しくは第四項（同法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十二条の五、第十三条、第十四条第二項、第二十四条の二第四項、第三十条の八、第三十条の十第一項第二号、第三十条の十一第一項第二号、第三十条の十二第一項第二号、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十五第二項、第三十条の二十第一項、第三十条の三十五又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定とする。

（特定個人情報を提供することができる地方税法の規定）

第十九条　令第二十二条の主務省令で定める地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定は、同法第八条第一項若しくは第二項（同法第八条の二第三項（同法第八条の二第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第八条の二第一項、第八条の三第一項若しくは第三項、第十九条の六、第二十条の三第一項、第二十条の四第一項、第四十一条第三項、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条第三項若しくは第五項、第五十三条第四十項若しくは第四十一項、第五十五条の三、第五十五条の五、第五十八条第四項若しくは第六項、第六十三条、第七十二条の二十五第二項（同条第六項（同法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、同法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第四項（同法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第五項（同法第七十二条の二十八第二項又は第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の三十九の三、第七十二条の三十九の五、第七十二条の四十、第七十二条の四十九の三第四項、第六項、第八項若しくは第十二項、第七十二条の五十四第三項、第七十三条の二十二、第七十三条の二十三第三項若しくは第四項、第七十三条の九十四、第七十三条の十九、第七十四条の三十四第四項、第百四十四条の八第四項、第百四十四条の九第二項若しくは第九項、第百四十四条の三十五第四項、第三百二十一条の十四第四項若しくは第六項、第三百二十一条の四第六項若しくは第七項、第三百四十九条の四第六項若しくは第七項、第三百五十四条の二（同法第四百十七条第三項において準用する場合を含む。）、第三百八十九条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三百九十九条（同法第四百十七条第三項において準用する場合を含む。）、第四百一条第四号若しくは第五号、第四百十九条第一項、第四百二十一条、第四百七十九条、第六百五条、第七百一条の五十五、第七百四十二条、第七百四十三条第一項若しくは第二項又は第七百四十四条の規定とする。

（地方税法等の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するために必要な措置）

第二十条　令第二十三条第三号の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　特定個人情報の提供を受ける者に対し、特定個人情報を提供する者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供を受ける特定個人情報の項目を記録し、並びに当該記録を令第二十九条に規定する期間保存するよう求めること。